

表16-1 活動期区分別の班の活動

活動構築期（発災後、概ね3～7日） ST1, 2	
<b>活動目標</b>	<b>この時期に行うべきこと</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公衆衛生活動体制の確立……………</li> <li>●公衆衛生活動の開始……………</li> <li>●医療救護活動……………</li> <li>●保健の調整……………</li> <li>●保健・医療の調整……………</li> </ul>	<p>活動拠点の整備と職員体制再構築</p> <p>情報収集及び公衆衛生活動方針の（暫定）決定</p> <p>医療救護所の体制見直しと搬送体制整備、医薬品等の確保</p> <p>須崎福祉保健所（県災害対策本部）へ被災状況の報告と保健支援チームの応援要請、受援体制整備</p> <p>災害医療コーディネーター（県災害対策医療本部）との連携による医療情報収集と支援要請、保健と医療の役割分担（保健・医療支援チーム活動含む）</p> <p>避難所情報の整理・分析、感染症対策</p> <p>被災者の健康管理と二次避難所への集団移転準備</p> <p>集団移転等に向けて、生活保護、介護保険等、優先される通常業務再開の準備</p> <p>体調不良者、災害時要援護者等に配慮した福祉避難所の確保、福祉避難所開設に向けたニーズ把握</p>
<b>組織運営のために行うこと</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集・伝達、分析、評価</li> <li>●勤務体制の確立……………</li> <li>●支援ボランティアの調整……………</li> <li>●各種ミーティングの開催、参画</li> </ul>	<p>職員の勤務体制整備と職員健康管理（職員の状況に配慮した勤務体制整備、健康相談、体調に応じて早期の受診勧奨）</p> <p>ボランティア受援体制整備</p> <p>厚生部長、統括保健師（県保健師）、「総務情報班」が参画</p> <p>厚生部長が統括し、「総務情報班」が運営、厚生部長、副部長、各班の班長が出席</p> <p>統括保健師（県保健師）が統括、運営し、医療班、保健衛生班長、医療・保健支援チームの代表等が参加</p> <p>くぼかわ病院の災害医療コーディネーター（県災害対策医療高幡支部）が開催する医療ミーティングに医療班長が出席</p>
<b>収集すべき情報</b> ※「情報整理・分析チーム（総務情報班）」がすべての情報を集約、関係する班ごとに分類した上で、些細な情報と重要な情報をトリアージする。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災状況：町内の人的、物的被害（死者、行方不明者、傷病者、建物の倒壊、道路、ライフライン）、町の人的、物的被害（参集職員数、庁舎被害状況等）</li> <li>2. 被災者の状況（避難所・福祉避難所の避難者数と運営状況並びに避難者の健康状況、在宅の被災者の状況と健康状況）</li> <li>3. 医療機関等の情報（医療救護所運営状況、救護病院、災害拠点病院、患者受け入れ可能病院の状況、搬送手段等）</li> <li>4. 医療救護活動に必要な情報（インフラ、道路状況、消防、自衛隊の活動状況等）</li> <li>5. 保健・医療・福祉ニーズ（避難所・地域におけるニーズ：傷病者、重点継続医療者、災害時要援護者等の保健・医療・福祉ニーズ等）</li> <li>6. 飲料水、食品衛生に関する情報（避難所等における飲料水、食品の供給、衛生管理状況等）</li> <li>7. 廃棄物、し尿等に関する情報（避難所等の廃棄物、し尿処理状況、生活衛生状況、し尿処理、廃棄物処理施設の被害状況等）</li> <li>8. 須崎福祉保健所を介し、須崎福祉保健所及び県の被災状況、県災害対策本部並びに県災害医療対策本部及びその他関係機関の活動状況</li> <li>9. 外部からの支援情報（医療・保健支援チーム、その他ボランティア等）</li> </ol>	
<b>各班の活動</b>	
<b>総務情報班</b>	<b>医療班</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健、医療、福祉情報の集約と須崎福祉保健所、他関係機関への情報発信、支援要請</li> <li>2. 高幡災害対策医療支部、県災害対策医療支部、救護病院（災害医療コーディネーター）への支援要請</li> <li>3. 外部からの支援情報（保健・医療・福祉）集約</li> <li>4. 住民への情報提供（保健・医療・福祉情報）</li> <li>5. 職員体制構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生部長・副部長の決定、統括保健師の指名、厚生部班体制の構築（参集人員に応じ厚生部長が決定、「総務情報班」は補佐をする。）</li> <li>・職員の勤務体制整備（時間外勤務を含む体制把握と管理）、職員健康管理</li> <li>・勤務環境の整備：職員の飲料水、食糧他、生活用品の確保、生活拠点の確保等</li> </ul> </li> <li>6. 活動拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信手段、自家発電機、燃料、事務用品、移動手段等の確保</li> </ul> </li> <li>7. 外部支援の受け入れ窓口の設置・総合調整</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療支援チーム受け入れ調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害医療コーディネーター等の医師または統括保健師が受け入れ調整</li> </ul> </li> <li>2. 医療救護所の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>【情報収集・連絡・調整係】 傷病者・医療従事者・医薬品等の情報を集約し、厚生部に定期的に報告。医療救護チーム・消防・自衛隊等と協力体制構築、医薬品・医療機器の在庫管理</li> <li>【受付・記録係】 参集した医療従事者名簿、傷病者名簿作成、活動内容記録</li> <li>【トリアージ係】 トリアージの実施とそれに伴う応急手当等</li> <li>【その他】 必要に応じ救護室を設置、軽傷者の応急手当実施</li> </ul> </li> <li>3. 医薬品供給 <ul style="list-style-type: none"> <li>町内での医薬品調達可否判断、対応不可能な場合は「総務情報班」→県災害対策医療高幡支部に医薬品、薬剤師等の支援要請</li> </ul> </li> <li>4. 在宅要医療者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>人工呼吸器装着・在宅酸素療法・人工透析患者等の情報収集と「総務情報班」への要請（患者受け入れ等の調整）</li> </ul> </li> <li>5. 災害時要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療の緊急性の高い災害時要援護者の情報収集と「総務情報班」への要請（受け入れ等の調整）</li> </ul> </li> </ol>
<b>保健衛生班</b>	<b>福祉班</b>
<p>【保健係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在宅要医療者対策・災害時要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的緊急性の高い個別ケース（在宅要医療者、妊産婦、乳幼児等）の医療との調整</li> </ul> </li> <li>2. 職員体制整備：職員健康管理（厚生部長の指示のもと実施）</li> <li>3. 受け入れ調整：保健支援チーム等の受け入れ調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健支援チーム、心のケアチームの受け入れ調整は統括保健師が実施</li> </ul> </li> <li>4. 公衆衛生活動方針（案）の検討</li> <li>5. 支援要請（保健）内容の検討・決定</li> <li>6. 保健ミーティングの開催に向けた準備</li> <li>7. 被災者（避難所・地域等）の健康管理</li> </ol> <p>【衛生係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所における衛生活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生情報の整理・分析と衛生対策方針の決定</li> </ul> </li> <li>2. 防疫：避難所の感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスクアセスメントの実施、消毒薬、石鹸、マスク等の確保</li> </ul> </li> <li>3. 衛生害虫対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生害虫の把握と防除計画策定</li> </ul> </li> <li>4. し尿・廃棄物対策（仮設トイレの設置、消毒薬の配備等）</li> <li>5. 生活衛生対策（避難所における土足の禁止、換気、建物内禁煙等）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的緊急性の高い個別ケースの医療との調整</li> <li>・虚弱高齢者対策：避難所における生活不活発病予防対策</li> <li>・緊急対応（緊急入所等）が必要な虚弱高齢者、障害児者への対応に係る調整</li> <li>・要保護児童への対応（児童の保護、児童相談所への通告等）</li> </ul> </li> <li>2. ボランティアの受け入れ調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの受け入れは基本的に社会福祉協議会が実施するが、社会福祉協議会との情報共有、調整等を実施</li> </ul> </li> <li>3. 福祉避難所の設置運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調不良者、災害時要援護者等に配慮した福祉避難所の確保、福祉避難所開設に向けたニーズ把握</li> </ul> </li> <li>4. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団移転等に向けて、生活保護、介護保険等、優先される通常業務再開の準備</li> </ul> </li> </ol>

表16-2 活動期区分別の班の活動

活動展開期Ⅰ（発災後、概ね1週～3週） ST3	
活動目標	この時期に行うべきこと
●公衆衛生活動の展開	公衆衛生活動方針の実施・評価・経過に応じた見直し、通常業務再開に向けた調整
●公衆衛生活動の評価	情報収集及び公衆衛生活動上の課題の整理・明確化、公衆衛生活動方針決定
●医療救護活動(体制)の見直し	医療救護所の継続体制や撤退時期の検討、撤退後の医療供給体制の確認
●保健の調整	須崎福祉保健所(県災害対策本部)へ被災状況の報告と保健支援チームの受入調整
●保健・医療の調整	災害医療コーディネーター(県災害対策医療本部)との連携による医療情報収集と活動調整
●避難所の衛生管理	保健と医療の役割分担(保健・医療支援チーム活動含む)
●被災者支援(避難所から地域へ)	避難所情報の整理・分析、感染症対策 被災者の健康管理と二次避難所から仮設住宅、近隣市町村への集団移転等の準備
●福祉避難所(室)の設置・運営	集団移転等に向けて、生活保護、介護保険等、優先される通常業務再開の調整 福祉避難所から仮設住宅・自宅等への処遇調整、医療・福祉サービスの調整
組織運営のために行うこと	
●情報収集・伝達、分析、評価	
●勤務体制の見直し	職員勤務体制整備と職員健康管理 (職員の状況に配慮した勤務体制整備、健康相談、体調に応じて早期の受診勧奨)
●支援ボランティアの調整	ボランティア受援体制整備
●各種ミーティングの開催、参画	
・災害対策本部会議	厚生部長、統括保健師(県保健師)、総務情報班が参画
・厚生部内ミーティング	厚生部長が統括し、「総務情報班」が運営、厚生部長、副部長、各班の班長が出席
・保健・医療ミーティング	統括保健師(県保健師)が統括、運営し、医療班、保健衛生班長、医療・保健支援チームの代表等が参加
・保健(福祉)ミーティング	統括保健師(県保健師)が統括・運営し、保健衛生班、福祉班長、保健支援チーム全員が参加
・災害対策医療ミーティング	くまかわ病院の災害医療コーディネーター(県災害対策医療高幡支部)が開催する 医療ミーティングに医療班長が出席
・高知県災害医療対策高幡支部会議	厚生部長もしくは統括保健師が出席
収集すべき情報 ※「情報整理・分析チーム(総務情報班)」がすべての情報を集約、関係する班ごとに分類した上で、些細な情報と重要な情報をトリアージする。	
1. 被災状況:町内の人的、物的被害(死者、行方不明者、傷病者、建物の倒壊、道路、ライフライン)、町の人的、物的被害(参集職員数、庁舎被害状況等)	
2. 被災者の状況(避難所・福祉避難所の避難者数と運営状況並びに避難者の健康状況、在宅の被災者の状況と健康状況)	
3. 医療機関等の情報(医療救護所運営状況、救護病院、災害拠点病院、患者受け入れ可能病院の状況、搬送手段等)	
4. 医療救護活動に必要な情報(インフラ、道路状況、消防、自衛隊の活動状況等)	
5. 保健・医療・福祉ニーズ(避難所・地域におけるニーズ:傷病者、重点継続医療者、災害時要援護者等の保健・医療・福祉ニーズ等)	
6. 動物に関する情報(避難所の動物飼育状況、地域の野犬等や死亡獣畜情報等)	
7. 飲料水、食品衛生に関する情報(避難所等における飲料水、食品の供給、衛生管理状況等)	
8. 廃棄物、し尿等に関する情報(避難所等の廃棄物、し尿処理状況、生活衛生状況、し尿処理、廃棄物処理施設の被害状況等)	
9. 毒劇物に関する情報(毒劇物、放射線等による健康被害状況)	
10. 須崎福祉保健所を介し、須崎福祉保健所及び県の被災状況、県災害対策本部並びに県災害医療対策本部及びその他関係機関の活動状況	
11. 外部からの支援情報(医療・保健支援チーム、その他ボランティア等)	
各班の活動	
総務情報班	医療班
1. 保健、医療、福祉情報の集約と須崎福祉保健所、他関係機関への情報発信、支援要請	1. 医療支援チーム受け入れ調整 災害医療コーディネーター等の医師または統括保健師が受け入れ調整
2. 高幡災害対策医療支部、県災害対策医療支部、救護病院(災害医療コーディネーター)への支援要請	2. 医療救護所の運営 【情報収集・連絡・調整係】 傷病者・医療従事者・医薬品等の情報を集約し、厚生部に定期的に報告。医療救護チーム・消防・自衛隊等と協力体制構築、医薬品・医療機器の在庫管理 【受付・記録係】 参集した医療従事者名簿、傷病者名簿作成、活動内容記録 【その他】 救護室における軽傷者の応急手当て
3. 外部からの支援情報(保健・医療・福祉)集約	3. 医薬品供給 町内での医薬品調達可否判断、対応不可能な場合は「総務情報班」 →災害医療対策高幡支部に医薬品、薬剤師等の支援要請
4. 住民への情報提供(保健・医療・福祉情報)	4. 在宅要医療者対策 人工呼吸器装着・在宅酸素療法・人工透析患者等の情報収集と「総務情報班」への要請(患者受け入れ等の調整) 慢性疾患患者(高血圧、糖尿病等)の医薬品の確保
5. 職員体制構築 ・厚生部長・副部長の決定、統括保健師の指名、厚生部班体制の構築(参集人員に応じ厚生部長が決定、「総務情報班」は補佐をする。) ・職員の勤務体制整備(時間外勤務を含む体制把握と管理)、職員健康管理 ・勤務環境の整備:職員の飲料水、食糧他、生活用品の確保、生活拠点の確保等	5. 災害時要援護者対策 医療の緊急性の高い災害時要援護者の情報収集と「総務情報班」への要請(受け入れ等の調整)
6. 活動拠点の整備 ・通信手段、自家発電機、燃料、事務用品、移動手段等の確保	
7. 庁舎の復旧状況・見込みの確認	
8. 外部支援の受け入れ窓口の設置・総合調整	
9. 各班から集約した情報の整理(マスコミ対策)	
保健衛生班	福祉班
【保健係】	1. 災害時要援護者対策 ・医療の緊急性の高い個別ケースの医療との調整 ・虚弱高齢者対策:避難所における生活不活発病予防対策 ・緊急対応(緊急入所等)が必要な虚弱高齢者、障害児者への対応に係る調整 ・要保護児童への対応(児童の保護、児童相談所への通告等)
1. 在宅要医療者対策・災害時要援護者対策 ・医療の緊急性の高い個別ケース(在宅要医療者、妊産婦、乳幼児等)、慢性疾患患者(高血圧、糖尿病等)の医療との調整	2. ボランティアの受け入れ調整 ・ボランティアの受け入れは基本的に社会福祉協議会が実施するが、社会福祉協議会との情報共有、調整等を実施
2. 職員体制整備:職員健康管理(厚生部長の指示のもと実施)	3. 福祉避難所の設置運営 ・入所判断と広域調整 ・巡回診療、人的、物的支援に係る調整
3. 受け入れ調整:保健支援チーム等の受け入れ調整 ・保健支援チーム、心のケアチームの受け入れ調整は統括保健師が実施	4. その他 ・生活保護者への対応 ・旅行病人、旅行死亡人への対応 ・災害救助法に係る業務の準備
4. 公衆衛生活動方針(案)の作成	
5. 支援要請(保健)内容の検討・決定 ・保健支援チームへのオリエンテーション、調整等	
6. 早期地区担当制導入	
7. 被災者(避難所・地域等)の健康管理	
8. 「健康調査」(ローラー作戦)の実施(避難所・地域)	
9. 心のケア対策の実施	
【衛生係】	
1. 避難所における衛生活動の展開 ・避難所巡回指導チーム(須崎福祉保健所)による巡回指導 ・保健支援チームによる住民啓発(衛生指導)	
2. 防疫:避難所の感染症対策 ・感染リスクアセスメントの実施、消毒薬、石鹸、マスク等の確保	
3. 飲料水、食品の衛生管理	
4. 死亡獣畜等の処分、動物救護所の設置等	
5. 衛生害虫対策 衛生害虫の把握 ・衛生害虫の把握と防除計画策定	
6. し尿・廃棄物対策(仮設トイレの設置、消毒薬の配備等) (仮設トイレの設置、消毒薬の配備、し尿処理施設・一般廃棄物焼却の被害状況の確認等)	
7. 生活衛生対策(避難所における土足の禁止、換気、建物内禁煙等)	

表16-3 活動期区分別の班の活動

活動展開期Ⅱ(～3か月) ST3	
活動目標	この時期に行うべきこと
●公衆衛生活動の展開	公衆衛生活動方針の見直し
●公衆衛生活動の評価	保健・医療・福祉ニーズの再把握と分析及び評価
●医療体制の見直し(医療撤退の検討)	医療救護活動の継続及び見直し・医療支援チーム撤退に向けた準備 医療救護所の廃止
●保健の調整(支援の調整)	活動評価と災害時要援護者等の健康課題の早期把握体制整備
●保健・医療の調整	通常の医療体制への移行に向けた医療チームから保健チームへの引き継ぎ等
●避難所の衛生管理	避難所における衛生活動の展開
●被災者支援	健康管理等、二次的健康被害の防止、心のケア対策
●通常業務の一部再開(優先順位)	BCPに基づく通常業務の再開
組織運営のために行うこと	
●勤務体制の見直し	厚生部体制(班体制)の構築:3週を目途に「医療班」を廃止 勤務体制の見直し:職員派遣の見直し・廃止、勤務環境の見直し
●拠点確保・整備	活動拠点の見直し、活動拠点の整備
●受入調整(総合調整)	支援ボランティア受入窓口の設置・総合調整 各班からの支援要請への対応(総合調整)
●各種ミーティングの開催、参画	
・災害対策本部会議	厚生部長、統括保健師(県保健師)、「総務情報班」が参画
・厚生部内ミーティング	厚生部長が統括し、総務情報班が運営、厚生部長、副部長、各班の班長が出席
・保健・医療ミーティングとの調整	保健・医療ミーティング(医療支援チーム主体)の運営は、「医療班」主体で行い、災害医療コーディネーター等と統括保健師が統括。保健支援チーム(代表者)等の参画
・保健ミーティング(保健衛生・福祉)との調整	保健ミーティング(保健支援チーム全員参加のミーティング)の運営は、「保健衛生班(保健係)」主体で行い、統括保健師が統括「福祉班」も参画
・心のケアミーティングの開催	心のケアミーティング(精神医療支援チームと「保健衛生班(保健係)」の全員参加ミーティング)の運営は、「保健衛生班(保健係)」主体で行い、統括保健師が統括
・高知県災害医療対策高幡支部会議への参	震災後3週以内を目途に須崎市で開催、以後、定期開催される会に参加(須崎福祉保健所が事務局)
・「行政連絡会」への参加	震災後1か月以内をめどに須崎福祉保健所が開催(以後、定期開催)される会に厚生部長が参加
収集すべき情報 ※「情報整理・分析チーム(総務情報班)」がすべての情報を集約、関係する班ごとに分類した上で、些細な情報と重要な情報をトリアージする。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>被災状況:町内の人的、物的被害(死者、行方不明者、傷病者、建物の倒壊、道路、ライフライン)、町の人的、物的被害(参集職員数、庁舎被害状況等)</li> <li>被災者の状況(避難所・福祉避難所の避難者数と運営状況並びに避難者の健康状況、在宅の被災者の状況と健康状況)</li> <li>医療機関等の情報(医療救護所運営状況、救護病院、災害拠点病院、患者受け入れ可能病院の状況、搬送手段等)</li> <li>医療救護活動に必要な情報(インフラ、道路状況、消防、自衛隊の活動状況等)</li> <li>保健・医療・福祉ニーズ(避難所・地域におけるニーズ:傷病者、重点継続医療者、災害時要援護者等の保健・医療・福祉ニーズ等)</li> <li>飲料水、食品衛生に関する情報(避難所等における飲料水、食品の供給、衛生管理状況等)</li> <li>廃棄物、し尿等に関する情報(避難所等の廃棄物、し尿処理状況、生活衛生状況、し尿処理、廃棄物処理施設の被害状況等)</li> <li>動物に関する情報</li> <li>毒劇物等に関する情報</li> <li>須崎福祉保健所を介し、須崎福祉保健所及び県の被災状況、県災害対策本部並びに県災害医療対策本部及びその他関係機関の活動状況</li> <li>外部からの支援情報(医療・保健支援チーム、その他ボランティア等)</li> <li>生活保護者情報</li> <li>行旅病人、行旅死亡人情報</li> </ol>	
各班の活動	
総務情報班	医療班
<ol style="list-style-type: none"> <li>職員体制の見直し 参集職員数、被災状況等に応じ、職員体制、職員配置の見直し</li> <li>拠点確保・整備 庁舎の復旧状況・見込みの確認、活動拠点、職務環境の見直し</li> <li>受入調整(総合調整) 各班からの支援要請情報(集約)、外部からの支援情報(保健・医療・福祉)集約</li> <li>情報収集・提供 各種情報の整理(マスコミ対策)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>医療支援チーム受け入れ調整 災害医療コーディネーター等の医師または統括保健師が受け入れ調整</li> <li>医療救護所の運営 【情報収集・連絡・調整係】 傷病者・医療従事者・医薬品等の情報を集約し、厚生部に定期的に報告。医療救護チーム・消防・自衛隊等と協力体制構築、医薬品・医療機器の在庫管理 【受付・記録係】 参集した医療従事者名簿、傷病者名簿作成、活動内容記録 【その他】 必要に応じ救護室を設置、軽傷者の応急手当実施</li> <li>医薬品供給 町内での医薬品調達可否判断、対応不可能な場合は「総務情報班」 →災害対策医療高幡支部に医薬品、薬剤師等の支援要請</li> <li>仮設診療所の開設の検討(準備)</li> <li>仮設薬局の開設</li> <li>在宅要医療者対策 人工呼吸器装着・在宅酸素療法・人工透析患者等の情報収集と「総務情報班」への要請(患者受け入れ等の調整)</li> </ol>
保健衛生班	福祉班
<p>【保健係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>職員体制整備:職員健康管理(厚生部長の指示のもと実施)</li> <li>受け入れ調整:保健支援チーム等の受け入れ調整 ・保健支援チーム、心のケアチームの受け入れ調整統括は統括保健師</li> <li>在宅要医療者対策 ・在宅要医療者からの相談への対応・情報共有 ・緊急性(医療依存度)が高い個別ケースにおける医療との調整</li> <li>保健(衛生)・医療・福祉情報の分析・評価</li> <li>公衆衛生活動方針の改訂(案)</li> <li>支援要請(保健)内容の検討・決定</li> <li>保健ミーティングの開催</li> <li>保健ミーティングの開催に向けた準備</li> <li>健康管理:「健康調査」(ローラー作戦)の実施</li> <li>健康管理「避難所の栄養・食事状況の調査」の実施(月1回程度) ・避難所における巡回栄養相談の実施(福祉保健所、支援チーム等に要請)</li> <li>災害時要援護者対策(妊産婦・乳幼児)</li> <li>災害時要援護者対策(虚弱高齢者対策:生活不活発病予防対策)</li> <li>通常業務:BCPに基づく通常業務の一部再開</li> </ol> <p>【衛生係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>避難所における衛生活動の展開 ・避難所巡回指導チーム(須崎福祉保健所)による避難所巡回指導</li> <li>飲料水・食品の衛生管理</li> <li>動物対応(死亡獣畜、動物救護所、危険動物等)</li> <li>感染症対策(避難所、地域)</li> <li>衛生害虫対策</li> <li>し尿・廃棄物(一般廃棄物)対策 (仮設トイレの設置、消毒薬の配備、し尿処理施設・一般廃棄物焼却の復旧)</li> <li>アスベスト対策</li> <li>毒劇物等対策</li> <li>生活衛生対策</li> <li>通常業務:BCPに基づく通常業務の一部再開</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受け入れ調整 ・ボランティアの受け入れは基本的に社会福祉協議会が実施するが、社会福祉協議会との情報共有、調整等を実施</li> <li>災害時要援護者対策 ・虚弱高齢者対策(生活不活発病予防対策等) ・障害児対策 ・要保護児童対策</li> <li>福祉避難所の設置運営</li> <li>生活保護者への対応</li> <li>行旅病人・行旅死亡人への対応</li> <li>災害救助法に係る業務</li> <li>通常業務:BCPに基づく通常業務の一部再開</li> </ol>

表16-4 活動期区分別の班の活動  
活動継続期（発災後、概ね3か月～6か月）ST4

活動目標	
この時期に行うべきこと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公衆衛生活動の継続・見直し……………活動拠点の見直し(仮庁舎の確保)と、通常の職員体制への移行</li> <li>●通常業務体制への移行……………公衆衛生活動方針見直し、通常体制(課体制)への移行、中長期的保健活動の検討</li> <li>●通常業務の再開……………BCPに基づく通常業務の再開</li> <li>●地域医療・地域ケアの復旧・復興……………地域医療体制の復旧・復興(仮設診療所の開設)、地域ケア体制の再構築</li> <li>●保健の調整……………保健支援チーム活動の調整、仮設住宅(みなし含む)の健康調査等</li> <li>(保健撤退に向けた調整、撤退後の調整)</li> <li>●保健・医療の調整(医療撤退後の調整)……………医療支援チーム撤退に向けた準備、医療支援チームから保健支援チームへの引き継ぎ 保健支援チーム撤退時期の検討等</li> <li>●被災者支援(避難所から仮設住宅へ)……………避難所の集約や仮設住宅設置状況を踏まえた保健活動の見直し</li> <li>●福祉避難所の見直し及び閉鎖……………福祉避難所の閉鎖</li> </ul>	
組織運営のために行うこと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集・伝達、分析、評価……………情報収集とアセスメントの継続</li> <li>●復興計画策定への参画等……………町の復興計画策定参画</li> <li>●広報(保健、医療、福祉情報)……………住民等への保健・医療・福祉サービス再開情報提供の継続</li> <li>●支援ボランティア撤退に向けた調整……………撤退に伴う引き継ぎ事項と引き継ぎ先の整理</li> <li>●各種ミーティングの開催、参画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部会議……………厚生部長、統括保健師(県保健師)、「総務情報班」が参画</li> <li>・厚生部内ミーティング……………厚生部長が統括し、総務情報班が運営、厚生部長、副部長、各班の班長が出席(月2回程度)</li> <li>・保健(福祉)ミーティング……………統括保健師(県保健師)が統括・運営し、保健衛生班、福祉班長、保健支援チーム全員が参加</li> <li>・こころのケアミーティングの開催……………こころのケアミーティング(精神医療支援チームと「保健衛生班(保健係)」全員参加のミーティング) 「保健衛生班(保健係)」主体で行い、統括保健師が統括</li> <li>・高知県災害医療対策高幡支部会議への参画:須崎福祉保健所を事務局とし、須崎市で定期開催、厚生部長(統括保健師)が参加</li> <li>・行政連絡会への参加……………須崎福祉保健所が定期開催、厚生部長が参加</li> </ul> </li> </ul>	
収集すべき情報 ※「情報整理・分析チーム(総務情報班)」がすべての情報を集約、関係する班ごとに分類した上で、些細な情報と重要な情報をトリアージする。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>被災状況:町内の人的、物的被害(死者、行方不明者、傷病者、建物の倒壊、道路、ライフライン)、町の人的、物的被害</li> <li>被災者の状況(避難所・福祉避難所・仮設住宅の避難者数と運営状況並びに避難者の健康状況、在宅の被災者の状況と健康状況)</li> <li>医療機関等の情報(救護病院、災害拠点病院、患者受け入れ可能病院等の状況)</li> <li>保健・医療・福祉ニーズ(避難所・仮設住宅・地域におけるニーズ:傷病者、重点継続医療者、災害時要援護者等の保健・医療・福祉ニーズ等)</li> <li>飲料水、食品衛生に関する情報(避難所、仮設住宅、地域における飲料水、食品の供給、衛生管理状況等)</li> <li>廃棄物、し尿等に関する情報(避難所等の廃棄物、し尿処理状況、生活衛生状況、し尿処理、廃棄物処理施設の被害状況等)</li> <li>須崎福祉保健所を介し、須崎福祉保健所及び県の被災状況、県災害対策本部並びに県災害医療対策本部及びその他関係機関の活動状況</li> <li>外部からの支援情報(医療・保健支援チーム、こころのケア支援チーム、その他ボランティア等)</li> </ol>	
各班の活動	
総務情報班	医療班
<ol style="list-style-type: none"> <li>保健、医療、福祉情報の集約と須崎福祉保健所、他関係機関への情報発信、支援要請</li> <li>住民への情報提供(保健・医療・福祉情報)</li> <li>職員体制構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常業務への移行調整</li> <li>・記録の整理(編集の開始) 時系列に事実と活動に分けて整理</li> </ul> </li> <li>活動拠点の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮庁舎の確保</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮設診療所の開設</li> <li>仮設薬局の運営</li> </ol>
保健衛生班	福祉班
<p>【保健係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>職体制整備:職員健康管理(厚生部長の指示のもと実施)</li> <li>受け入れ調整:保健支援チーム等の受け入れ調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健支援チーム、こころのケアチームの受け入れ調整は統括保健師が実施</li> </ul> </li> <li>在宅要医療者からの相談への対応・情報提供</li> <li>公衆衛生活動方針の見直し(復旧・復興を見据えた見直し)</li> <li>「健康調査」(ローラー作戦)実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅での「健康調査」</li> </ul> </li> <li>被災者(避難所・仮設住宅・地域等)の健康管理</li> <li>「避難所・仮設住宅等の栄養・食事状況調査」の継続実施</li> <li>避難所・仮設住宅等における巡回栄養相談の継続実施</li> <li>須崎WHC管内自殺予防関係機関連絡会議への参加</li> <li>BCPに基づく通常業務の一部再開</li> </ol> <p>【衛生係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>避難所における衛生活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所巡回指導チーム(須崎WHC)による避難所巡回指導</li> </ul> </li> <li>飲料水・食品の衛生活動</li> <li>動物対応(動物救護所等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災動物の救護等(被災地区のパトロール・動物の捕獲等)</li> <li>・被災による飼い主不明の動物、失踪問合せ</li> </ul> </li> <li>感染症対策(避難所)</li> <li>衛生害虫対策 衛生害虫の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生害虫の把握と防除計画策定</li> </ul> </li> <li>し尿・廃棄物対策(仮設トイレの設置、消毒薬の配備等)</li> <li>アスベスト対策</li> <li>生活衛生対策</li> <li>BCPに基づく通常業務の一部再開</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚弱高齢者対策:避難所における生活不活発病予防対策</li> <li>・仮設住宅における生活不活発病予防対策</li> </ul> </li> <li>災害時要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚弱高齢者対策:入所が必要な虚弱高齢者への対応にかかる調整</li> <li>・障害者対策:入所が必要な障害者への対応にかかる調整</li> <li>・要保護児童対策</li> </ul> </li> <li>福祉避難所の閉鎖 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要入所者の退所に係る広域調整</li> </ul> </li> <li>生活保護者への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規生活保護申請者への対応(相談)</li> </ul> </li> <li>行旅病人・行旅死亡人への対応</li> <li>災害救助法に係る業務</li> <li>BCPに基づく通常業務の一部再開</li> </ol>

表16-5 活動期区別の班の活動  
復興移行期（発災後、概ね6か月～） ST5

活動目標	この時期に行うべきこと
●復興	活動拠点の見直し(仮庁舎の確保)と、通常の職員体制への移行
●通常業務体制への移行	災害対策本部体制終了に伴い、通常業務体制に移行、中長期的保健活動の検討 (仮)中土佐町復興計画(保健・医療・福祉)策定参画
●通常業務の再開	BCPに基づく通常業務の再開
●地域医療・地域ケアの復旧・復興	広域的な保健・医療・福祉の情報収集と関係機関との連携による対策検討
●保健の調整	保健支援チーム撤退に係る業務調整、長期継続的な保健活動体制の確立 (保健撤退に向けた調整、撤退後の調整)
●被災者支援(避難所から仮設住宅へ)	避難所の集約や仮設住宅の設置等に伴う保健活動の見直し
<b>組織運営のために行うこと</b>	
●情報収集・伝達、分析、評価	情報収集とアセスメントの継続
●復興計画策定への参画等	中土佐町復興計画(保健・医療・福祉)策定への参画
●広報(保健・医療・福祉情報)	住民等への保健・医療・福祉サービス再開情報提供の継続
●支援ボランティア撤退に向けた調整	各種ボランティア撤退に伴う引き継ぎ事項と引き継ぎ先の整理
●各種ミーティングの開催、参画	
・課内ミーティング	健康増進係定例会、福祉推進係定例会、障害福祉係定例会、介護係・高齢者福祉係定例会
・心のケアミーティングの開催	心のケアミーティング(精神医療支援チームと「保健衛生班(保健係)」全員参加のミーティング)
・高知県災害医療対策高幡支部会議への参	須崎福祉保健所を事務局とし、須崎市で定期開催、厚生部長(統括保健師)が参加
・行政連絡会への参加	須崎福祉保健所が定期開催、厚生部長が参加
<b>収集すべき情報</b> ※「情報整理・分析チーム(総務情報班)」がすべての情報を集約、関係する班ごとに分類した上で、些細な情報と重要な情報をトリアージする。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>被災状況:町内の人的、物的被害(死者、行方不明者、傷病者、建物の倒壊、道路、ライフライン)、町の人的、物的被害</li> <li>被災者の状況(避難所の避難者数と運営状況、避難者の健康状況、仮設住宅・在宅の被災者の状況と健康状況)</li> <li>医療機関等の情報(救護病院、災害拠点病院、患者受け入れ可能病院等の状況、搬送手段等)</li> <li>保健・医療・福祉ニーズ(避難所・仮設住宅・地域におけるニーズ:傷病者、重点継続医療者、災害時要援護者等の保健・医療・福祉ニーズ等)</li> <li>飲料水、食品衛生に関する情報(避難所、仮設住宅、地域における飲料水、食品の供給、衛生管理状況等)</li> <li>廃棄物、し尿等に関する情報(避難所、仮設住宅、地域住民等の廃棄物、し尿処理状況、生活衛生状況、し尿処理、廃棄物処理施設の被害状況等)</li> <li>須崎福祉保健所を介し、須崎福祉保健所及び県の被災状況、県災害対策本部並びに県災害医療対策本部及びその他関係機関の活動状況</li> <li>外部からの支援情報(保健支援チーム、心のケア支援チーム、その他ボランティア等)</li> </ol>	
<b>各班の活動</b>	
<b>総務情報班</b>	<b>医療班</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>保健、医療、福祉情報の集約と須崎福祉保健所、他関係機関への情報発信、支援要請</li> <li>住民への情報提供(保健・医療・福祉情報)</li> <li>職員体制構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常業務体制へ移行</li> <li>・活動記録のまとめ(発災後1年目途)</li> </ul> </li> <li>活動拠点の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮庁舎の確保</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮設診療所運営</li> <li>仮設薬局運営</li> </ol>
<b>保健衛生班</b>	<b>福祉班</b>
<b>【保健係】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>職員体制整備:職員健康管理(厚生部長の指示のもと実施)</li> <li>在宅要医療者からの相談への対応・情報提供</li> <li>中土佐町保健・医療・福祉復興計画の検討</li> <li>「健康調査」(ローラー作戦)実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅、みなし仮設住宅(民間の賃貸住宅等)の「健康調査」</li> </ul> </li> <li>被災者(地域等)の健康管理</li> <li>仮設住宅の「栄養・食事状況調査」「巡回栄養相談」の実施</li> <li>連絡会への参加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内栄養士連絡会、歯科保健連絡会</li> </ul> </li> <li>「心のケアミーティング」の周知</li> <li>須崎WHC管内自殺予防関係機関連絡会議への参加</li> </ol> <b>【衛生係】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>感染症対策(仮設住宅等の住民への啓発) <ul style="list-style-type: none"> <li>・須崎福祉保健所発行の感染症かわら版の配布</li> </ul> </li> <li>衛生害虫対策 衛生害虫の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生害虫の把握と防除計画策定</li> </ul> </li> <li>し尿・廃棄物対策</li> <li>生活衛生対策</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚弱高齢者対策:入所が必要な虚弱高齢者への対応にかかる調整</li> <li>・障害者対策:入所が必要な障害者への対応にかかる調整</li> <li>・要保護児童対策</li> </ul> </li> <li>生活保護者への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規生活保護申請者への対応(相談)</li> </ul> </li> <li>行旅病人・行旅死亡人への対応</li> <li>災害救助法に係る業務</li> </ol>